給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２５年（再ロ）第９号

大阪府豊中市蛍池南町１丁目19番３号
再生債務者　坂田　孝誠
1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年６月26日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年７月30日まで
平成25年７月２日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（再ロ）第１７号

大阪市生野区巽東２丁目４番21号
再生債務者　金井博司こと　金　博司
1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年６月25日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年７月30日まで
平成25年７月２日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（再ロ）第１号

北海道旭川市緑が丘東５条２丁目３番31号
再生債務者　那須　真弓
1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年７月１日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年７月31日まで
平成25年７月３日　旭川地方裁判所民事部

平成２５年（再ロ）第１号

島根県江津市江津町259番地１
再生債務者　豊田　寿人
1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年６月26日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年８月２日まで
平成25年７月３日　松江地方裁判所浜田支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２４年（再ロ）第３号

鹿児島県鹿屋市下堀町3001番地29
再生債務者　柳原　智広
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年６月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年７月１日
鹿児島地方裁判所鹿屋支部再生係

平成２４年（再ロ）第１号

千葉県大網白里市南横川3125番地160
再生債務者　羽川　和弘
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年６月27日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年７月２日
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（再ロ）第１号

富山県中新川郡上市町江上82番地２
再生債務者　土井　裕司
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年６月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年７月２日　富山地方裁判所

平成２４年（再ロ）第３号

大阪市西淀川区野里１丁目７番15―1006号
再生債務者　藤原　利香
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年７月１日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年７月２日
高知地方裁判所民事部個人再生係

平成２５年（再ロ）第１号

山形県鶴岡市黒川字三礎林457番地３
再生債務者　佐藤　豊和
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年６月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年７月３日　山形地方裁判所鶴岡支部

平成２４年（再ロ）第２６号

札幌市白石区北郷１条６丁目２番１―405号
再生債務者　千葉　友一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年７月１日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年７月２日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（再ロ）第６号

徳島県板野郡藍住町乙瀬字乾40番地20
再生債務者　石本　仁男
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年７月１日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年７月２日　徳島地方裁判所民事部

平成２４年（再ロ）第１１号

開始決定時の住所北海道旭川市２条通４丁目59番地の１　サンハイツ３号室
再生債務者　石橋三希子（旧姓田村・川合）
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年７月２日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年７月３日　旭川地方裁判所民事部

給与所得者等再生による再生計画取消

平成２２年（再ロ）第２号

住居所不明・最後の住所福岡県柳川市大和町塩塚1402番地１　サンルーヤ武松Ⅱ205号
再生債務者　北内勇也こと　松本　勇也
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成22年９月21日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成25年７月１日
福岡地方裁判所柳川支部個人再生係

会社更生

会社分割

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
効力発生日は平成二十五年十月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十五年七月二十六日に予定しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年七月五日
掲載頁　八十二頁（号外第一四六号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年七月五日
掲載頁　八十二頁（号外第一四六号）
平成二十五年七月十一日
千葉県四街道市物井五九八番地一〇
（甲）株式会社ワイ・ティ・エス
代表取締役　山田　広和
千葉県四街道市物井五九八番地一〇
（乙）株式会社ワイ・ティ・エス販売
代表取締役　丸山　正博

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年六月二十四日
掲載頁　一九八頁（号外第一三三号）
平成二十五年七月十一日
鹿児島市中央町一八番地一
（甲）南国殖産株式会社
代表取締役　永山　在紀
鹿児島市皇徳寺台二丁目二番一〇号
（乙）皇徳寺タウンサービス株式会社
代表取締役　高多　一幸

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十五年七月十一日
名古屋市緑区池上台一丁目一八四番地
合資会社ヤスダ
代表社員　安田　正倫